

Client Alert

15 March 2023

国際仲裁アップデート No. 14

日本企業に対する国際仲裁に関するアップデート

Table of Contents

1. 新しいアメリカ仲裁協会
ルールの発効
2. EU加盟国によるエネルギー
憲章条約からの脱退
3. スリナムのニューヨーク
条約への加盟

今回のクライアントアラートでは、日本企業に影響を与える可能性のある最新の仲裁実務の動向として、アメリカ仲裁協会（以下「AAA」）の新しい仲裁・調停規則、EU各国のエネルギー憲章条約からの脱退、スリナムの外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」）への加盟に関する3つのニュースを取り上げる。

1. 新しいアメリカ仲裁協会規則の発効

アメリカ仲裁協会（以下「AAA」）は、米国で最も著名な仲裁機関であり、商業仲裁規則や調停手続を含む分野に伴って複数の規則を持つ。これらの規則に基づいて行われる仲裁は、国際紛争解決センター（以下「ICDR」）で処理される。

ICDRは、その2020年の統計では、AAAに申し立てられた704件の国際的な事件のうち、(i)アジアの当事者は198当事者であり、(ii)日本は、非米国国籍の当事者として上位10位に入っており、合計19当事者が日本の当事者であったとされている。¹

2022年の新しいAAAの商事仲裁規則及び調停手続は、2022年9月1日に発効した（以下「新AAA規則」）。新AAA規則は、2年間に渡る見直しを踏まえて、長年のAAAの重要な慣行を標準化し、効率性を促進し、技術の進歩を反映するための変更を加えている。

新AAA規則の重要な改正点は以下のとおりである²:

- **併合**：既存の仲裁手続間の併合又は追加当事者の併合を初めて許可する規則。
- **秘密性**：仲裁手続の秘密保持合意を組み込むことより、長年利用されてきたAAA仲裁人倫理規定（"The Code of Ethics for Arbitrators in Commercial Disputes"）の要件を捕捉する規則。
- **当事者及びその代理人の行動**：AAAの仲裁への全参加者に対して、AAAの期待する礼節とプロフェッショナリズムを示した規則。
- **仲裁人に対する仲裁判断の説明権限の付与**：仲裁人に対して、当事者の申立てにより、仲裁判断を説明する権限を認める規則。
- **サイバーセキュリティ、プライバシー及びデータ保護の重要性**：AAAがサイバーセキュリティを重視していることを反映し、データ保護について予備審問で議論することを推奨する規則。

¹

https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA342_ICDR_Case_Data_2020.pdf
参照

² <https://go.adr.org/2022-commercial-rules-update.html> 参照

本アラートに関する お問い合わせ先



Yoshiaki Muto
Partner
+81 3 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



Takeshi Yoshida
Partner
+81 3 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



Dominic Sharman
Counsel
+81 3 6271 9496
dominic.sharman@bakermckenzie.com



Yuko Kai
Associate
+81 3 6271 9497
yuko.kai@bakermckenzie.com

- **仲裁人の権限**：仲裁人による手続方法を決定する権限を拡充する規則（ビデオ等による審問を一部又は全部決定できる権限を含む）。
- **迅速手続の最低金額基準の見直し**：「迅速手続及び大規模複雑商事紛争の手続」が適用される最低基準が 75,000 米ドルから 100,000 米ドルに引き上げられた。
- **申立て及びディスカバリーの制限**：迅速手続における異議申立てやディスカバリーに対する制限を強化する規則。
- **3人の仲裁人による仲裁廷の最低価額の見直し**：仲裁人が3人の仲裁廷による審理を受けることができる事件の最低価額が、100 万米ドルから 300 万米ドルに引き上げられた。

2. EU 加盟国によるエネルギー憲章条約からの脱退

エネルギー憲章条約は、1994 年 12 月に調印され、1998 年 4 月に発効された、紛争解決制度を含むエネルギー協力のための多国間枠組みで、現在 53 の国・地域が署名している。

当該条約は、当初、東欧における新民主主義国家に対する投資において、投資家の信頼を得るために制定されたが、現在では、気候変動によるエネルギー政策の変更を理由に企業が加盟国政府を提訴する手段として利用されている。すなわち、エネルギー憲章条約は、投資家対国家の紛争解決（以下「ISDS」）制度として機能している。

これに対して、EU 加盟国のうち 7 か国がエネルギー憲章条約からの離脱を表明している点が注目に値する。8 月以降、フランス、ドイツ、オランダ、ポーランド、スロベニア、スペイン、ルクセンブルクの 7 か国が、エネルギー憲章条約が化石燃料への投資を過度に保護していることを理由に脱退の意向を表明している。その背景には、EU 加盟国が直面する ISDS への忌避感がある。これらを受けて、欧州議会においても EU 加盟国の協調離脱を求める非拘束決議が採択された。

他方で、欧州委員会においてはエネルギー憲章条約からの離脱ではなく制度改革による解決を模索している。そのため、欧州委員会は、離脱を表明している EU 加盟国に対し、改革案を批准するために十分な時間を確保するよう求めている。エネルギー憲章条約からの離脱は通告から 1 年後に有効となるものの、いわゆる「サンセット条項」によって、離脱前に実施された投資は、いずれにせよ 20 年間、同条約によって保護が継続されるため、欧州委員会は、この点も含め、制度改革による解決の方が建設的であると主張する。

なお、11 月に予定されていたエネルギー憲章条約の近代化交渉の結果に基づく条約改正案に係る投票は、上記 7 か国脱退の意向を表明していることを踏まえて、2023 年 4 月まで延期されることとなった。

3. スリナムのニューヨーク条約への加盟

ニューヨーク条約は、締約国に対し、他の締約国で下された仲裁判断を、一定の限られた例外を除き、国内の仲裁判断と同様に承認執行することを求めるものである。

ニューヨーク条約によって仲裁判断が執行可能となることは、紛争解決方法として仲裁を選択する利点の一つと考えられる。



Shugo Kaneko
Associate
+81 3 6271 9516
shugo.kaneko@bakermckenzie.com



Wabi Tanaka
Associate
+81 3 6271 9744
wabi.tanaka@bakermckenzie.com

この度、南米最小の国家であるスリナムがニューヨーク条約に加盟し、171番目の条約締結国となった。

なお、スリナムについてニューヨーク条約の効力が生じるのは2023年2月8日と予定されていた。

日本がニューヨーク条約に加盟したのは1961年6月20日であるが、最近では2021年、2022年に、ベリーズ、イラク、マラウイ、トルクメニスタンが加盟している。

本アラートに関するご質問等は当事務所までお問い合わせください。